

事 務 連 絡
平成 3 0 年 1 0 月 1 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

平成 3 0 年台風第 2 1 号に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の
請求の取扱いについて（9 月サービス提供分）

平成 3 0 年台風第 2 1 号による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

1 平成 3 0 年 9 月サービス提供分に係る介護給付費等の請求について

平成 3 0 年 9 月サービス提供分（1 0 月請求分）の介護給付費等の請求については、被災地における障害福祉サービス等の事業所の状況に鑑み、原則として概算による請求を行わないこととし、通常の方法による請求が引き続き困難な障害福祉サービス等の事業所については、個別に市町村等に相談する取扱いとする。

2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成 3 0 年 9 月サービス提供分（1 0 月請求分）において、通常の方法による介護給付費等の請求を行う場合には、「平成 3 0 年台風第 2 1 号に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて（8 月サービス提供分）」（平成 3 0 年 9 月 1 1 日付事務連絡）の「3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」により行うこと。なお、9 月サービス提供分（1 0 月請求分）に係る請求明細書の提出期限は通常どおり 1 0 月 1 0 日までとすること。

また、請求明細書の提出後に介護給付費等に不足があったことが判明した場合には、過誤調整及び再請求を行うことも可能である。